

補助対象経費の考え方

令和6年7月1日時点

補助対象となる経費は、次の①～⑤の要件をすべて満たす（1）～（4）の経費となります。

【要件】

- ①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。
- ②原則、交付決定日以降に発生し、補助対象期間（令和7年3月31日まで）中に支払が完了した経費であること。（ただし、クレジットカードを使用した場合は、当該経費分が口座から引き落としとなった日が、補助対象期間内である必要があります。）
- ③証拠資料等（見積書、納品書、請求書及び領収書）によって支払金額が確認できる経費であること。
- ④申請する補助対象経費については、具体的かつ数量等が明確になっていること。
- ⑤上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められるものでないこと。

【補助対象経費】

全ての補助対象経費について、消費税等の公租公課は対象となりません。また、補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用は対象となりません。

（1）機械装置費

専ら補助事業のために使用される機械、装置、部品及び工具・器具の購入、製作、借用、改良、据付け、修繕及び運搬に要する経費

（2）システム費

専ら補助事業のために使用される特定業務用のソフトウェア・情報システムの購入、製作、借用、改良、据付け、修繕及び運搬に要する経費

（3）委託費

補助事業のために使用する機械装置やシステムに必要な経費の中で、自社で直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ委託する場合に要する経費

（4）技術指導費

補助事業の実施に当たり、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する謝礼

※補助対象経費の20%以内とします。

【補助対象とならない経費】

- ・ 交付決定日より前に支払われた経費
- ・ 通常の生産活動のための設備投資や、単なる取り換え・更新したもの
- ・ 汎用性が高く、目的外使用になり得る事務用品(パソコンやプリンター、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など)の購入費
- ・ 自社内部取引によるもの
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ オークションにより購入したもの
- ・ 商品券、クーポン券、ポイント、小切手・手形で支払ったもの
- ・ 消費税及び地方消費税相当額
- ・ 振込等の各種手数料
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

【経費の支払方法について】

- ・ 補助対象経費の支払方法は銀行振込が大原則です。
- ・ 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等は対象外です。
- ・ 自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払いは不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺（売掛金と買掛金の相殺等）による決済は認められません。
- ・ クレジットカードによる支払は補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認めます。（購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外となります。）
- ・ 決済は法定通貨のみ認めます。仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）の利用等は認められません。
- ・ 分割払いにより、補助対象期間中に支払が完了しない物品購入は補助対象外です。